

令和5年度 川本小学校いじめ防止基本方針

川本町立川本小学校の教育

【教育目標】

ふるさとを原点に 豊かに学び たくましく育つ児童の育成

【めざす学校の姿】

「えがお かわもと」
笑顔やほほえみでいっぱい
の学校

【めざす子どもの姿】

自ら進んでまなぶ子
仲間・他者とかかわる子
たくましく生きる子

【川本小学校の教育の基盤として】

- 人権・同和教育、道徳教育を基底に据えた教育活動の推進
- 子ども理解に基づく積極的な生徒指導・特別支援教育の充実
 - ・誰もが人の意見を聴け 誰もが思いや考え等を発言できる集団づくり
 - ・お互いのよさや努力を認め合う集団づくり
 - ・いやなことをされたときは「いや」と言え、いじめを許さない子どもづくり
 - ・大人から率先して言動・実践する職員づくり

【開かれた学校】

- ・家庭や地域との連携強化
- ・積極的な学校公開
- ・情報発信（HP・たより等）

【いじめ防止等対策組織】

- いじめ防止対策委員会
- ：校長・教頭・生徒指導主任・
教務主任・人権・同和教育主任
 - ：学級担任・養護教諭・SC 等

【関係機関との連携】

- ・教育委員会との連携
- ・保・小・中・高との連携
- ・警察署 児童相談所
- ・校医 医療機関 等

【いじめの定義】

- ◆「いじめ」とは、児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法より）
- ◆なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられている児童の立場にたって行うものとする。（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より）

【いじめ問題についての基本認識】

- ◆いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こり得る。
- ◆いじめは、重大な人権侵害であり人間として絶対に許されない。
- ◆いじめは大人に気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ◆いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違いである。
- ◆いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要の刑罰法規に接触する。
- ◆いじめは、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ◆いじめには、教師の醸し出す雰囲気や態度が大きな影響を与える。
- ◆いじめは発達期の子どもに甚大な影響を及ぼす。
- ◆いじめは家庭教育の在り方に大きなかわりをもっている。
- ◆いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(「島根県いじめ防止基本方針」参考)

【いじめに対する基本姿勢】

- ◆「いじめは人間として許されない」という意識の徹底
- ◆職員自らの人権感覚を磨き、いじめを見抜く力の高揚
- ◆いじめられている児童には非はないという認識に立った親身な対応
- ◆いじめの早期発見・早期対応に向けた組織的・計画的な取組
- ◆いじめの未然防止のための開発的・予防的・積極的な取組の充実

【未然防止の取組】

- ◆いじめが起きにくい学校・学級風土づくり
 - 誰もが「安全・安心・安定」して生活できるやさしさと潤いのある風土と意識を醸成する。
 - いじめの背景にあるストレスやその原因となる要因(ストレッサー)等の改善を図る。
 - ・ いじめに向かわせる要因の改善
 - ・ 自尊感情、自己有用感を育み、安心できる「授業づくり」や「集団づくり」の推進
⇒ 学び合い・仲間づくり
 - ・ 授業や行事の中で、どの児童も落ち着ける居場所つくる取組の推進
- ◆いじめに向かわない子どもの育成
 - どんな状況下でも、他者を攻撃するようなまねはしない、と言えるような子どもを育てる。
 - ・ 人と関わることを喜びとを感じる体験《集団体験》の設定
 - ・ 主体的、協働的な活動を通して、自己有用感を児童全員が感じ取れる絆づくりの推進
 - ・ どの子も活躍できる場や機会の設定(授業、学級経営、特別活動、行事等)

【早期発見の取組】

◆児童観察・児童理解の取組強化

○ 日常の観察

- ・ 小さなサインを見逃さない日常の観察
- ・ 学校・学級で見せない子どもの様子, 言動への配慮
(ボランティアなど学校にかかわる地域の声に耳を傾ける。)

○ 積極的な調査

- ・ 教育相談くらしのアンケートの実施
(年2回実施。普段の指導, 教育相談に活用する。)
- ・ アンケートQ-Uの実施
(年2回のアンケートQ-Uの分析, 考察等により効果的な活用を図る。)
- ・ 学期始めでの健康チェックアンケートの実施
(心身の健康状態を確認し, 学校生活に活用する。)
- ・ 学校評価アンケートの実施(児童・保護者)

◆相談体制等の整備

○ 教育相談の実施と活用(定期相談:年2回)

事前のくらしのアンケートを参考にしながら全児童に実施する。
いつでも, どこでも, 誰にでも相談できる体制づくりを行う。

○ 保健室の養護教諭による相談の実施

日頃から児童が相談しやすい雰囲気づくりを行う。
担任との情報交換を密にする。
長期休み明け健康チェックアンケート等を実施する。

○ スクールカウンセラーの活用

計画的に運用し, 担任との情報交換を行う。

○ 家庭訪問, 個人面談等の活用

【早期対応の取組 ※別表①】

◆対応の心構え・視点

「最悪の事態を想定して 慎重に 素早く 誠意をもって 組織をあげて」

- ・ 学校の組織対応とチーム支援
- ・ いじめの4層構造への対応
- ・ 被害児童の保護者対応
- ・ 県・町教育委員会との連携
- ・ 警察等関係機関との連携
- ・ PTA 役員・保護者との連携
- ・ 重大事態事案への迅速な対応

【重大事態に対する措置 ※別表②】

◆重大事態の認知

- 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているとき

【いじめ防止連絡協議会】

- ◆年2回開催される学校関係者評価委員会の際に、同じ構成員を持って、川本小学校いじめ防止連絡協議会を開催する。
- ◆構成員は、PTA代表、自治会代表、社会福祉関係者代表、民生児童委員代表、保育関係代表と学校側管理職とする。
- ◆いじめ防止への取組や、現状などを確認する。
 - 第1回(6月)…いじめ防止への取組の紹介「学校いじめ防止基本方針」についての助言
 - 第2回(3月)…1年間の取組の振り返り、次年度について
- ◆いじめ事案が発生した場合は、その経緯や取組などを協議会の構成員に報告し助言をうける。
- ◆重大な事案の場合は、必要に応じて「いじめ対応チーム」の構成員として要請する場合もある。

【いじめ防止に関わる取組の年間の流れ】

4月	学級開き いじめ防止基本方針の確認
5月	教育相談くらしのアンケート① いじめ防止連絡協議会① 家庭訪問
6月	QUアンケート①
7月	教育相談① 保護者個人面談① ※学校評価アンケート等を活用した取組の見直し
9月	休み明け健康チェックアンケート①
10月	教育相談くらしのアンケート②
11月	教育相談② QUアンケート②
12月	保護者個人面談② 学校評価アンケート(児童・保護者) ※学校評価アンケート等を活用した取組の見直し
1月	休み明け健康チェックアンケート②
3月	いじめ防止連絡協議会②
通年	(毎月1回 職員会議において) 職員ふりかえりシートによる児童対応の在り方チェック